

平成 22 年 1 月 25 日

各 位

株式会社りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行**グループ専用投資信託「りそな中国A株50ファンド（愛称：双喜（そうき）」**
の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）、埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）、近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）は、本日より、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社が設定・運用するグループ専用投資信託「りそな中国A株50ファンド（愛称：双喜（そうき）」の取扱いを開始いたします。

本商品は、上海・深セン市場に上場する人民元建株式（中国A株）等に投資する「FORTIS FLEXI III Equity China “A”」および、主に香港、台湾市場等に上場する中国関連企業に投資する「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」に概ね50%ずつ投資する投資信託です。

本ファンドの主な特徴は以下の通りです。

（1）中長期的な成長が期待できる中国経済への投資

2010年には、日本のGDPを上回り世界第2位の経済大国になるとみられる中国経済。人口13億人を超える巨大マーケットを持ち今後の成長にも期待ができます。

（2）希少性の高い中国A株への投資

中国A株は、中国国外の投資家にとって『QFII制度※』を通じてのみ投資可能な『人民元建ての中国本土市場の株式』で、希少性の高い投資対象です。

※QFII（適格外国機関投資家）制度は、中国証券監督管理委員会の認可を受けた中国国外の機関投資家についてのみ、中国国内への投資を認める制度です。

（3）中国本土市場と香港市場等との分散投資

中国A株だけでなく、香港、台湾市場等に上場する中国関連企業に投資することで、一定の分散投資が期待できます。

（4）実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

【別紙】

<商品概要>

ファンド名称	りそな中国 A 株50ファンド(愛称:双喜(そうき))
申込単位	1万円以上1円単位
当初申込期間	平成 22 年 1 月 25 日～平成 22 年 2 月 23 日
継続申込期間	平成 22 年 2 月 24 日～平成 23 年 5 月 20 日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます
信託設定日	平成 22 年 2 月 24 日
信託期間	平成 32 年 2 月 24 日
決算日	年2回(原則、2月、8月の各23日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします)
お申込み・ ご換金	原則、いつでもお申込み・ご換金が可能です。ただし、ファンド休業日にあたる場合はお申込み・ご換金できません。 ※当ファンドの当初募集額上限は 200 億円となります。
販売手数料	3.675% (消費税込み) 以内
信託報酬	総資産総額に対して、年率 1.2180% (税抜 1.16%) です。 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券 (FORTIS FLEXI III Equity China “A”) の信託報酬 (年率 1.345%) を含めた、 <u>実質的な信託報酬率は 1.8905% 程度</u> になります。 ※実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて上記投資信託証券を概ね 50% 組入れた場合の概算です。投資信託証券の組入れ状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。
信託財産留保額	ありません
委託会社	商号等/損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 351 号 加入協会/社団法人投資信託協会 社団法人日本証券投資顧問業協会
販売会社	商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第 3 号 加入協会/日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 商号等/株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 593 号 加入協会/日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 商号等/株式会社近畿大阪銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第 7 号 加入協会/日本証券業協会
受託会社	商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第 3 号 加入協会/日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

ファンドの主なりスク

以下に記載する投資リスク及び留意点は各ファンドの投資信託説明書（目論見書）に記載するもののうち、一部の要約であり、各ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。詳細は投資信託説明書（目論見書）の「ファンドの主なりスク」を必ずご参照ください。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産（外貨建て資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、各ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。各ファンドにおける主な投資リスクは次の通りです。これら投資リスクにより、各ファンドの基準価額は下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

株式投資のリスク	<p>当ファンドでは、投資信託証券を通じて株式を保有します。株式投資の主要なりスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。</p> <p>「価格変動リスク」とは、株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があり、中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。</p> <p>「信用リスク」とは、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。</p> <p>「流動性リスク」とは、市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があり、中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。</p>
外国証券投資リスク	<p>外国証券への投資は、国内投資での通常リスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。</p> <p>また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。</p> <p>なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディーコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。</p>
為替変動リスク	<p>当ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。</p> <p>為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。</p> <p>なお、当ファンドでは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p>
カントリーリスク	<p>当ファンドは投資信託証券を通じて、中国の株式を主要投資対象とするため、中国の政治・経済、税制、取引制度・慣行や社会情勢および中国を取り巻く国際情勢の変化等により、混雑が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的に主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株式の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。</p>
中国証券市場の制度等に関するリスク	<p>中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII(適格外国機関投資家)の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。</p> <p>また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由として、海外への送金規制(または海外からの投資規制)等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。</p>
コール・ローン等の相手先に関するリスク	<p>ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>